

陳情第163号	受理年月日	令和2年3月6日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	北九州市公契約条例の制定を求める決議について	
要旨	<p>自治体が発注する公共工事においては、ダンピング受注や重層的な下請構造により、末端の労働者は低賃金に苦しめられてきた。こうした中で国も公共工事設計労務費単価について、2012年から20年にかけて8年連続して引き上げ、2012年と比較して51.7%の伸び率となっており、過去最高の2万円超えとなった。</p> <p>しかし、この設計労務費単価の引き上げが、建設労働者に反映されておらず、2019年では18%程度の反映率となっており、現場で働く労働者の声は「賃金は上がっていない」というのが大半である。</p> <p>一方で、北九州市においても、多くの業務が民間企業に委託されているが、例えば学校給食調理員については、時給950円前後で募集されており、中には福岡県最低賃金が841円（2019年10月改定）に引き上げられてもなお、時給850円で募集されている事例があった。</p> <p>基本的に賃金は労使間で決定するものであるが、労使間の協議のみに委ねるなら、立場の弱い労働者は圧倒的に不利で、このもとでは賃金の引き上げなどは非常に困難である。このような不利な状態と低廉な賃金労働の中に労働者を放置してきたことから、近年、ワーキング・プアなる層が急速に増大してきたのではないか。必要なことは、労働者の労働条件に対する法的保護であり、下限報酬を決定するなどの公的なサポートである。</p> <p>公契約のもとで働く労働者の確保に当たっては、まず生活できる賃金が前提であり、その上で人手不足といわれる今日の状況の中で、有能な人材や後継者の確保のために、将来も働けるといふ安心を与える賃金水準でなければならない。そのような一定水準の賃金を保障することが、質の良い労働、サービスを生み出すことにつながる。このことは、公契約のもとで、末端の業務を担う中小企業の安定的な経営にもつながる。</p>	

このような好循環を作るためには、公契約のもとで働く労働者の下限報酬を設定する公契約条例が必要であり、この条例を制定した自治体ではその有効性が実証されている。

については、北九州市においても、労働者の下限報酬の確保を前提とした適正価格による発注、受注を実現し、安全・安心の公共工事と市民によりよいサービスの提供に向けて、公契約条例の制定を行うよう、別紙案文を決議し、当局に条例の制定を求めている。